

沖縄県立青少年の家 指定管理者募集に係る質問及び回答

令和6年9月13日時点

No.	質問	回答	回答日
1	指定管理者募集要項P12～P13の「審査基準」の審査基準の項目と事業計画書の様式の項目は対応していないのでしょうか。	事業計画書の各様式は、審査基準及評価項目の番号と対応しているわけではありません。各評価項目の審査にあたっては、申請書類及びプレゼンテーション内容の全てが対象となりますので、ご注意ください。	令和6年9月11日
2	募集要項のP7の【参考1】「指定管理料上限額の積算額内訳（単年度）」について、表内の各項目ごとの金額は、項目ごとの上限の提示でしょうか。	当該表内の各項目毎の金額は、あくまでも参考として記載しているものであり、各項目ごとの上限額を示したものではありません。 あくまでも指定管理料上限額の総額に係る上限額を示すものとなりますので、収支計画書中、「1収入」のNo.1「指定管理料」に記載する金額が、当該表の「指定管理料上限額（B+C-A）」を上回らないようご留意願います。	令和6年9月11日
3	指定管理料は最終的にどのように決定するのでしょうか。	収支計画書で提案された金額に基づき、指定管理者の指定に伴い締結される協定書により決定することとなります。	令和6年9月11日